

第2次熊本県総合エネルギー計画（素案）に関する意見募集の結果及び県の考え方について

第2次熊本県総合エネルギー計画（素案）について、県民の皆様からのご意見を募集しましたが、寄せられたご意見の概要とこれらに対する県の考え方を下記のとおりお示しします。多数のご意見をお寄せいただきありがとうございました。

記

1 募集期間

令和2年（2020年）10月8日（木）～

令和2年（2020年）11月6日（金）

2 意見の件数

10件（1団体）

3 ご意見の取り扱い

反 映：寄せられたご意見の趣旨を踏まえ、内容に反映する	4件
一部反映：ご意見の趣旨を踏まえ、内容に一部反映するもの	1件
参 考：今後の取組の参考とさせていただくもの	1件
補 足：寄せられたご意見について案の補足説明を行ったもの	0件
反映困難：寄せられたご意見について、反映することが困難なもの	1件
既 掲 載：ご意見の趣旨が既に案に掲載されているもの	0件
そ の 他：質問や感想、素案以外への意見	3件

第2次熊本県総合エネルギー計画（素案）に関する意見募集の結果及び県の考え方について

4 ご意見の概要と県の考え方

意見 No.	ご意見の概要	該当章【頁】	県の考え方	取扱	修正前
1	<p>「陸上風力で風況調査の結果が思わしくなく断念する案件が複数生じている。」とあるが、同上で、以下の修正を提案。</p> <p>「陸上風力で風況調査等の結果や地域住民等との調整、法令に基づく許認可等の進展等が思わしくなく断念する案件が複数生じている。」</p> <p>または、より簡潔に、「陸上風力で種々の検討結果が思わしくなく断念する案件が複数生じている。」</p>	2章 2(1)④ 【7頁】	<p>ご意見を参考に次のとおり修正します。</p> <p>「陸上風力で風況調査等の様々な検討結果が思わしくなく断念する案件が生じている。」</p>	反映	<ul style="list-style-type: none"> 陸上風力で風況調査の結果が思わしくなく断念する案件が複数生じている。
2	<p>防災との再エネの両立は国（環境省・内閣府）からのメッセージにもあるように、本エネルギー計画にもあるように非常に重要な観点と認識しています。</p> <p>分散型電源の拡大については、スキーム面（投資回収方法）や必要性のハードルが導入に際してハードルとなる部分が、本エネルギー計画に記載の通りと同様の課題感を弊社でも抱えており、国からの補助金の活用などを進めることで、地域の災害レジリエンス向上に貢献していきたいと存じます。</p>	2章 2(3)③ 【8頁】	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>今後とも防災と再エネの両立の取組推進についてよろしくお願いいたします。</p>	その他	
3	<p>「景観保全と再エネ整備の関係が議論されている。」と記載があるが、事業者も議論内容を確認し、追うことができるように、議論されている場の具体例についても記載してはいかがか？</p>	2章 3(6) 【13頁】	<p>全体の記載レベルのバランス上、原文のままとさせていただきます。</p> <p>なお、当該議論は、「阿蘇世界文化遺産登録推進協議会」で進められており、その情報はオフィシャルウェブサイトに掲載されています。</p>	反映困難	<ul style="list-style-type: none"> 多くの再エネ資源に恵まれた阿蘇地域では、一方で世界遺産登録に向けた取組が推進されており、景観保全と再エネ整備の関係が議論されている。

第2次熊本県総合エネルギー計画（素案）に関する意見募集の結果及び県の考え方について

意見 No.	ご意見の概要	該当章 【頁】	県の考え方	取扱	修正前
4	<p>風力の課題について、「事業予定地で風況調査を行った後、風況が悪く撤退する案件が複数あることから、風況がよい外海に面する沿岸部等での開発可能性の検討等が必要」とある。</p> <p>風況調査以外の理由で撤退している可能性もあること、7章以降の「再エネ資源情報マップ、法規制等マップを作成・公開する」を沿岸部に限定するようにも見えることから、以下の修正を提案。【】内は参考コメントにつき、適宜削除ください。</p> <p>「事業予定地で風況調査等の検討を行った後、【(具体的に書くなら) 風況、地域住民等との調整、法令に基づく許認可等の難しさから】風況が悪く撤退する案件が複数ある。ことから、風況がよい外海に面する沿岸部等での開発可能性の検討がまだ行われていない。等が必要」</p>	4章(3) 【30頁】	<p>ご意見を参考に次のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地で風況調査等の検討を行った後、撤退する案件が複数ある。 ・風況がよい外海に面する沿岸部等での開発可能性の検討が必要である。 	反映	<p>・事業予定地で風況調査を行った後、風況が悪く撤退する案件が複数あることから、風況がよい外海に面する沿岸部等での開発可能性の検討等が必要である。</p>
5	<p>地元資本や地元出資の方法以外にも、地域還元のスキームは地域の意思によって決めることが望ましいので、以下の通り地域還元の方法について幅を持たせて記載してはいかがか。</p> <p>「県外主体による再エネ開発が多いことから、再エネによる利益が県内にとどまるよう、地元資本、地元出資以外にも、地元の主体が参画できるよう、県と市町村も県外主体と地元がコミュニケーションをとりつつ地域還元の仕組みを作ることで、再エネ導入における～」</p>	4章(8) 【32頁】	<p>ご意見を参考に次のとおり修正します。なお、53頁にも同様の趣旨の文言を記載しています。</p> <p>○県外主体による再エネ開発が多いことから、再エネによる利益が県内にとどまることをめざし、地元資本による事業化や地元出資の促進が必要。また、県外資本の場合にも、地元とコミュニケーションをとりつつ、再エネ施設が地域とともに発展することを促進する必要がある。</p>	反映	<p>○県外主体による再エネ開発が多いことから、再エネによる利益が県内にとどまるよう、再エネ導入における県内主体の割合をより増加させる必要がある。</p>
6	<p>具体的な導入目標を策定されている点は、熊本県が本気で温暖化対策に取り組んでいる姿勢が感じられ、素晴らしいと思います。</p> <p>特に、事業用太陽光 1,746MW、風力 533MW という目標は、決して簡単なものではないと認識しておりますが、弊社も一事業者として、実現に貢献していきたいと存じます。</p>	5章 2 【37頁】	<p>激励のお言葉大変ありがとうございます。</p> <p>野心的目標を設定し、その達成のために取り組んでいきますので、益々のご協力をよろしくお願いいたします。</p>	その他	

第2次熊本県総合エネルギー計画（素案）に関する意見募集の結果及び県の考え方について

意見 No.	ご意見の概要	該当章 【頁】	県の考え方	取扱	修正前
7	<p>「くまもと版グリーン・ニューディールの実現」で、球磨川流域から県内全域に波及させる、とあるが、県内他地域にも適地が存在していること、及び他地域での電源開発が先行する可能性がある。現行記載では、8章の重点的取組の中に中・大規模電源を推進する記載が球磨地域に限定されて見えることから、他地域で進んでいる大規模発電計画が宙に浮いてしまうのではないかと懸念。提案として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7章2(1)⑤で、「再エネ資源情報マップ、法規制等マップを参考に、資源量大きい地域を中心に事業実施を促進する。球磨地域においては、くまもと版グリーン・ニューディールの考え方を踏まえ、地域再生の手段の一つとして再エネを活用する」とする ・8章3(1)で「この提案をもとに、再エネ電源の適地の一つである球磨川流域では、固有の資源を活用した再エネの地産地消の取組を進め、県内全域に波及させる。」とする 	<p>7章 2(1)-1 ⑤ 【45頁】</p> <p>8章 3(1) 【58頁】</p>	<p>8章3(1)について、ご意見を参考に次のとおり修正します。</p> <p>○この提案をもとに、県内で再エネポテンシャルが高い地域の一つである球磨川流域における固有の資源を活用した再エネの地産地消の取組を進め、県内全域に波及させる。</p> <p>なお、7章2(1)-1については、原文のままとさせていただきます。 (理由) この部分は全県的・一般的な施策について記述しており、読者の誤解は招かないと考えられるため。</p>	一部反映	○この提案をもとに、球磨川流域固有の資源を活用した再エネの地産地消の取組を進め、県内全域に波及させる。
8	<p>行政や自治体だけで対応を検討するのではなく、早期に事業者と地元とのコミュニケーションを図ることで、事業者が積極的に説明責任を果たせるように以下の通りの記載にはいかかがか。</p> <p>「～情報をキャッチし、地元と事業者とのコミュニケーションを促進しつつ、対応を検討する。」</p>	<p>7章 5(1)② 【53頁】</p>	<p>ご意見を参考に次のとおり修正します。</p> <p>「～情報を把握し、地元と事業者とのコミュニケーションを促進しつつ、対応を検討する。」</p>	反映	<p>・「再エネ立地に係る連絡調整会議」（庁内関係部署で構成）や「熊本県再エネ・省エネ連絡会議」（県、市町村で構成）において、再エネ施設の計画段階の情報をキャッチし、対応を検討する。</p>

第2次熊本県総合エネルギー計画（素案）に関する意見募集の結果及び県の考え方について

意見 No.	ご意見の概要	該当章 【頁】	県の考え方	取扱	
9	<p>ソーラーシェアリングについては、弊社でもこれまで取り組んで参りましたが、地域での事例が乏しく農地転用などの際にその認知度がネックとなる場合があります。</p> <p>このように、県が主導して周知を図るということは、そのハードルを下げることもつながり、新しい農業の在り方を作り出せると思料します。弊社としましても、事例を創出しながらソーラーシェアリング事業の推進に寄与できればと存じます。</p>	8章 3(2)④ 【58頁】	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 今後とも農業と真に両立した再エネ導入の取組についてよろしく願いたします。</p>	その他	
10	<p>地域が主体となる再エネ開発促進は非常に素晴らしく、これからの地域における電源開発はこのように地元が主体的に関与できるものとなるべきと存じます。</p> <p>地域内経済循環の流れは地域所有のスキームだけでなく、弊社で取り組んでいる売電収入の1%を基金に寄付しそこから地域への投資を行うスキームも活用できると思料。その時に重要なのが、地域とともに仕組みを設計して、納得感のある地域内経済循環を共に作っていくことと認識。</p>	8章 6 【61頁】	<p>ご意見のとおり、県内外の再エネ事業者の皆様のご協力を得ながら、地域内経済循環形成の取組を行っていきたいと考えています。</p>	参考	